

令和3年第2回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和3年2月26日(金)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	石澤 清治	午前11時02分
閉会時刻宣告者	議長	石澤 清治	午前11時51分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	野澤 明 廣	出	11	内田 平 三	出
2	石澤 清 治	出	12	坂本 和 彦	出
3	八木 秀 雄	出		坂本 規 男	出
4	柴崎 高 志	出		柴崎 徹	出
5	室岡 重 雄	欠		加藤 和 明	出
6	新井 一 弘	出		須賀 正 光	出
7	小和 瀨 守	出			
8	石田 裕 司	欠		吉田 一 行	出
9	小野 田 房 良	出		關谷 利 男	出
10	中嶋 安 男	欠		小淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職 員

局 長 大野芳春
 次 長 清水周二
 書 記 青木智史
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第2回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、室岡重雄委員、石田裕司委員、中嶋安男委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>令和3年第2回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第11号から議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第15号から議案第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第17号から議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第23号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第24号、寄居町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の制定について。</p> <p>日程第7、議案第25号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、新井一弘委員と小和瀬守委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第11号から議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第11号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第11号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人である〇〇さんは現在、御家族とともに、水稻、野菜の栽培を中心に行っております。申請地におきましては、水稻の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったことなのです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>

発 言 者	内 容
柴崎推進委員	<p>柴崎委員。</p> <p>19日の午前、譲受人のお宅に伺って、お話を聞いてきました。譲受人と譲渡人は、非常に近い親戚関係で、譲受人である〇〇さんは現在、主に水田でお米を作っています。農業経営規模を拡大したいということで、北側に一部住宅地がありますが、特に支障はなく、一生懸命農業をしている数少ない農業者の一人であるので、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第12号、13号、14号は、関連がありますので、一括して議題とし、事務局の説明を求めます。</p> <p>なお、採決につきましては、それぞれの議案ごとに行いたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第12号、議案第13号、議案第14号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、御家族、従業員とともに、鶏卵の生産を中心に行っております。申請地におきましては、鶏の放し飼い飼育の際に与えるエサとしての野菜を栽培したいということから、今回の申請に至ったとこのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第2号農地所有適格法人、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和につきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>19日に、吉田委員と現地確認をしてみました。鳥インフルエンザの関係がございまして、本人と面談はできませんでしたが、農業経営規模拡大ということで、何ら問題はないかと思っておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 13 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 15 号から議案第 16 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 15 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 15 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、申請人の父の代から駐車場として使っておりましたが、許可を取らずに使用していたことが分かり、今回正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのこと。そのため、始末書が添付されており、また、追認としての申請となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小野田委員。</p>
小野田委員	<p>19 日に、加藤委員と現地確認並びに面談に行ってまいりました。この土地は現在、駐車場として利用されております。砂利が敷いておりまして、整地もされておりますので、特に問題ないと思われま。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 16 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 16 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、駅や学校など周辺に生活環境が整っており、需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p>
内田委員	<p>事務局から説明がありましたとおり、この件は昨年12月に除外された農地でありまして、21日に、石澤委員と2人で現地確認をしてみました。地主さんがいたため、お話をしてみましたけれども、周りが住宅地であり、草が生えると危険で大変なため、どうにかしたいということで承ってまいりました。特に問題はないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第4、議案第17号から議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第17号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第17号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、所有者が高齢となり耕作ができない状況で、申請人も本業が忙しく、耕作できないため、土地の有効活用や老後のことを考え、アパートの建築を考えたとのこと。また、近隣も宅地化が進み、交通の便もよく、需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのこと。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものでございます。</p>
事務局	<p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>19日の午前中、申請人にお話を伺ってまいりました。先ほど事務局から説明があったとおり、この土地については、長年使用されておらず、手が入っていない土地であります。所有者も高齢で管理することもできなく、譲受人と相談して、アパートを建設して有効利用したいということをお願いいたしました。一つ心配なのは、進入路が、水路の上にコンクリート</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>を打った道になっておりまして、これが道路として認定されているのか気がかりでした。それと、その隣に用水路がありますので、水利組合等の関係が処理されているのか気になったところでございますが、土地として利用するにあたっては、周辺に与える影響はないと考えておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 17 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 18 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 18 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地につきましては、東隣の雑種地と一体利用する形となっております。申請人は、子どもの成長に伴い、住宅が手狭になってきたことから、住宅建築を考え始めたところ、申請地は駅にも近く、日常生活や通勤、通学など立地条件が適していたため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>20 日に、私八木が、現地確認後、譲渡人の御自宅へ伺い、お母様と内容確認をしてまいりました。既に非農地となっていた東側の隣接地を購入希望の譲受人の〇〇さんが、この後の 19 号議案でも出てまいります西側の農地も売買予定だと知って、申請地を追加して、住宅用地として購入したいという希望になったとのことでした。北側の道路も整備されておりますが、南側は傾斜地となっております。その関係で、今後擁壁を建設するとのことでした。特に問題はないものと思われますので、御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 19 号について、事務局の説明を求めます。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第 19 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地の他に、〇〇—〇の非農地を含めた部分を宅地とするものでございます。申請者は、子どもが生まれたことを機に住宅建築を考えたところ、申請地は現在の生活圏から離れておらず、住環境も整っていたことから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>20 日に、先ほどの 18 号議案と一緒に、申請者のお母様に、内容確認をしまいいりました。申請地は、住宅建設用地として売買予定です。敷地状況につきましては、先ほどの 18 号議案とほぼ同じです。擁壁の建設は、南側だけでなく、西側部分にも予定をしているとのことでございます。特に問題はないと思われまますので、御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 20 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 20 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請人は、結婚を機に新居を考えていたところ、親から土地を貸してもらえることになり、周辺は土地勘もあり、ライフラインが整っていることや自然環境が豊かなことから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小野田委員。</p>
小野田委員	<p>19 日に、加藤委員と現地確認及び面談に行ってまいりました。現地は、畑としてトラクターが入っておりまして、きれいに整地されております。特に問題ないと思われまますので、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 21 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 21 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、長年家が建っており、現在の家は平成 5 年に建て、先代から住み続けておりましたが、許可を取らずに使用していたことが分かり、今回正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのこと。そのため、始末書が添付されており、また、追認としての申請となります。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小野田委員。</p>
小野田委員	<p>19 日に、加藤委員と現地確認及び面談に行っておりました。現地は、既に住宅が建っており、正式に許可を取りたいということでの申請となっております。問題はないと思われま</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 22 号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、駅からも近く、周辺も平地で日当たりもよく、販売が見込めることから、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
須賀推進委員	<p>須賀委員。</p> <p>20日の午前中に、中嶋委員、石田委員、私須賀の3名で、現地調査及び面談を行いました。本件については、令和元年10月25日の促進協議会で御審議された案件でございます。現地については、住宅に囲まれている場所でございます、特に近隣農地へは悪影響はないものと思われ、また、申請事由として売買ということになっておりますけれども、売買の意思確認も行いました。特段の問題はないものと思われしますので、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	続きまして、日程第5、議案第23号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。
	それでは、議案第23号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の5ページから6ページを御覧ください。
	農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。
	この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。
	また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。
	それでは、議案第23号につきまして、御説明申し上げます。
	借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下7人です。
	貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下14人です。
	合計32筆で、39,379平方メートル、そのうち、田が11筆で、17,532平方メートル、畑が21筆で、21,847平方メートルとなります。
	なお、御決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

発 言 者	内 容
<p data-bbox="279 315 341 344">議長</p> <p data-bbox="248 506 341 535">事務局</p>	<p data-bbox="395 219 1485 293">議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> <p data-bbox="395 315 1342 344">全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p data-bbox="365 365 1485 439">続きまして、日程第 6、議案第 24 号、寄居町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の制定についてを議題といたします。</p> <p data-bbox="395 459 1098 488">それでは、議案第 24 号について事務局の説明を求めます。</p> <p data-bbox="395 508 1126 537">それでは、議案第 24 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p data-bbox="365 557 1485 824">事前にお配りしております、審議用資料、空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の制定についてを御覧ください。1 ページ目の下線が引いてございます農地法第 3 条第 2 項第 5 号について、農地を農地として権利を取得する許可につきましては、権利取得後の耕作面積が、都府県では、合計で 50 アール以上という基準がございますが、農業委員会が、農林水産省令の基準に従いまして、町の全部又は一部につきまして、別段の面積を定め、公示した場合には、50 アール未満とすることができるものでございます。</p> <p data-bbox="365 844 1485 1061">農地法施行規則第 17 条第 1 項に該当する農林水産省令の基準に基づいた別段面積として、寄居町全域について、30 アールと定めておりますが、今回の空き家に付随した農地の別段面積につきましては、審議用資料の 2 ページの農地法施行規則第 17 条第 2 項の下線を引いた箇所となり、いずれにも該当する場合には、10 アール未満でも可能な任意の面積を別段面積として設定することができるものでございます。</p> <p data-bbox="395 1081 1067 1111">次に、議案書の 7 ページから 12 ページを御覧ください。</p> <p data-bbox="365 1131 1485 1254">今回、御審議いただきます取扱要綱ですが、農業従事者の高齢化、後継者不足等の事由から発生する遊休農地化への対応として、新規就農者等の定住の促進及び遊休農地の解消を図るため定めるものとなります。</p> <p data-bbox="395 1274 866 1303">概要について、簡単に説明いたします。</p> <p data-bbox="365 1323 1485 1447">第 2 条から第 4 条は、別段面積の設定についてでございます。空き家とその空き家から 500 メートル以内にある遊休農地を空き家に付随した農地と定義し、別段面積を 1 アールと設定する旨が書かれております。</p> <p data-bbox="365 1467 1485 1733">第 5 条から第 6 条、第 10 条は、空き家に付随した農地の指定及び権利取得についてでございます。空き家に付随した農地の指定に関しては、指定申請者から空き家に付随した農地指定申請書等の提出を受けた後、農業委員会で指定の可否を決定し、告示等で周知いたします。また、空き家に付随した農地の権利の取得に関しては、指定を受けた空き家に付随した農地に対し、権利取得申請者が農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書等を提出し、農業委員会で許可の可否を決定する旨が書かれております。</p> <p data-bbox="365 1753 1485 1971">第 8 条から第 10 条は、空き家に付随した農地の指定の解除についてでございます。空き家に付随した農地の遊休農地の状態が解消した場合、指定申請者から解除の申出がなされた場合及び農業委員会が指定の解除をすべきと認めた場合については解除するものとし、解除した場合には、空き家及び空き家に付随した農地の所有者に通知し、告示等で周知する旨が書かれております。</p> <p data-bbox="365 1991 1485 2065">なお、御決定を頂きました後に、告示をいたします。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日となります。</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 7、議案第 25 号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 25 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 13 ページを御覧ください。</p> <p>農地利用最適化推進委員が 1 名欠員となっており、推薦、応募を受け付けておりましたが、推薦による 1 名の応募がありました。推薦内容からも候補者として適任かと思いますので、推進委員として委嘱してもよろしいか、お諮りするものです。候補者については、議案を御覧ください。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>なお、経歴や農業経営の状況につきましては、お配りさせていただきました審議用資料のとおりです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件は、人事に関する案件でありますので、採決をさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p> <p>委員さんから、何かございますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から 1 点、御連絡を申し上げます。</p> <p>次回の総会ですが、3 月 26 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。繰り返します。3 月 26 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和 3 年第 2 回総会を閉会いたします。</p> <p>御協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>新井一弘委員 小和瀬守委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和3年2月26日</p> <p>議 長 石 澤 清 治</p> <p>委 員 新 井 一 弘</p> <p>委 員 小 和 瀬 守</p>